

令和4年度第1回宜野湾市地域公共交通推進協議会 協議書

宜野湾市地域公共交通推進協議会

氏名: _____

協議事項 1. 宜野湾市地域公共交通推進協議会規約の制定について

宜野湾市地域公共交通推進協議会の設置にあたり、協議会規約を定める必要があります。資料2. 協議会規約(案)をご確認頂き、どちらかに✓をつけてください。

承認する 承認しない

ご意見・ご質問があればご記入ください。

協議事項 2. 会長・副会長の選任について

宜野湾市地域公共交通推進協議会規約(案)第6条第1項では、会長及び副会長を互選で定めることとしています。

本協議会の円滑な運営、また補助金及び負担金による調査事業等を実施するため適切な財務処理を行う必要があることを鑑みて、以下のとおり会長及び副会長をご提案いたします。会長・副会長の選任について、いずれかに✓をつけてください。

【事務局案】 会長:和田敬悟(宜野湾市副市長) 副会長:石川康成(宜野湾市建設部長)

承認する 承認しない

自薦・他薦があればご記入ください。

4月28日(木)までに、本協議書をメールまたはファックスでご返送くださいますようお願いいたします。

送付先 宜野湾市建設部都市計画課(担当:喜納、新崎)

TEL:098-893-4161(都市計画課直通) FAX:098-892-4449

MAIL:Toshi01@city.ginowan.okinawa.jp